

概要版

六ヶ所村 第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
六ヶ所村

1 計画の概要

●計画策定の趣旨

国では、平成23年8月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや、差別の禁止などが規定されました。平成24年には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行、同年、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成28年4月から施行されました。

今回、村では、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るもので

●計画の位置付け

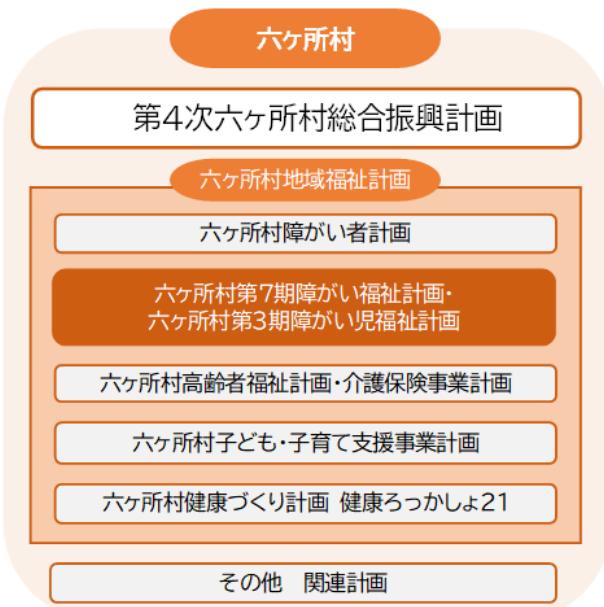
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、令和8年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、令和8年度までの、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条	障がい者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20		障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

●他計画との調和

策定にあたっては、国の基本指針や青森県の計画を踏まえた上で、また、上位計画である第4次六ヶ所村総合振興計画との整合性を図ったほか、他の保健福祉計画と有機的なつながりを持ち、相互に作用することを目指しました。



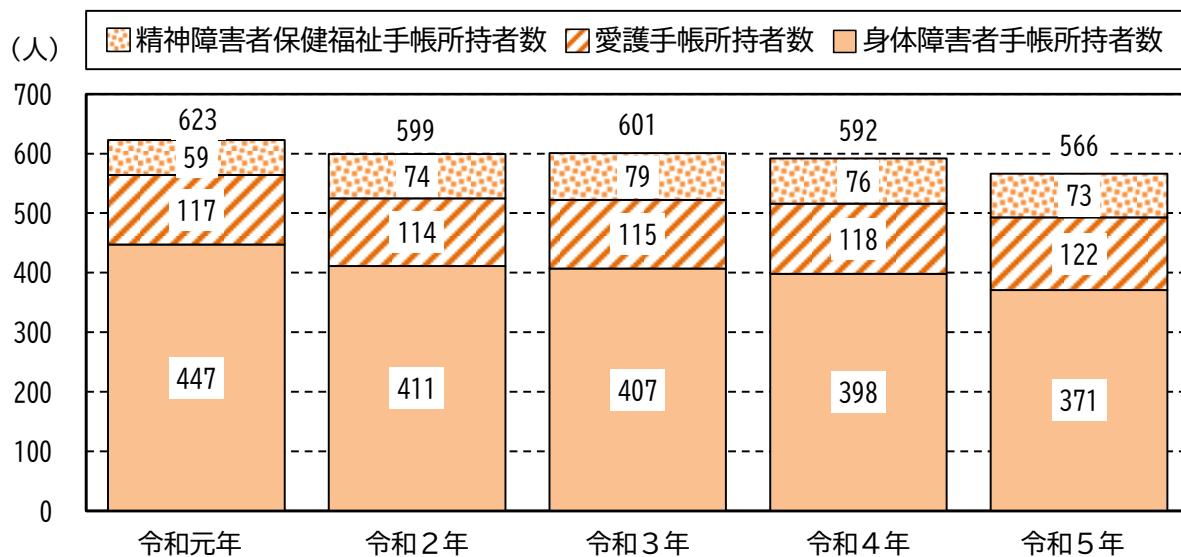
2 計画の期間

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において、3年を1期として作成することとされており、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期障がい福祉計画」を策定するものです。

また、「第3期障がい児福祉計画」は「第7期障がい福祉計画」と一体的に作成することから「第7期障がい福祉計画」と同様に令和6年度から令和8年度までの3年を1期として策定します。

3 六ヶ所村の障がい者数

障害者手帳の所持者から障がい者数を把握すると、令和4年から令和5年にかけて26人の減少となっています。また、障がい種別の人数では、各年とも、身体障害者手帳所持者(身体障がい者)の割合が、障がい者全体の7割近くを占めています。



4 計画の基本的理念

● 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の策定指針に基づき以下の7項目を基本的理念とし、計画を推進します。

- 1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 村を基本とする身近な実施主体と障がい種別によることのない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 3 障がい者の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

5 令和8年度までに目指す数値目標の設定

本計画ではこれまでの実績と本村の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

目標1 施設入所者の地域生活への移行	目標値
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数（39人）の6%以上を地域生活へ移行する。	2人
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数（39人）の5%以上を減。	37人

目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場を引き続き設置	設置済 (継続)

目標3 地域生活支援拠点の整備	目標値
令和8年度末までに地域生活支援拠点の設置	1か所
令和8年度末のコーディネーターの配置人数	1人
令和8年度末の運用状況の検証・検討回数	1回/年
令和8年度の強度行動障がいを有する障がい者の状況やニーズの把握	実施
令和8年度の強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備の有無	有

目標4 福祉施設から一般就労への移行		目標値
令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	
就労移行支援事業による一般就労移行者数	1人	
就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	1人	
就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	1人	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業者数	該当なし	
一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所	該当なし	

目標5 障がい児支援の提供体制の整備等		目標値
児童発達支援センターの設置	上十三圏域で設置	
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	上十三圏域で確保済	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	上十三圏域で確保	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	上十三圏域で確保済	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	上十三圏域で設置済	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置の有無	有	

目標6 相談支援体制の充実・強化等		目標値
基幹相談支援センターの設置数	未設置	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施	1回	
協議会における事例検討実施の参加事業者・機関数	1機関	

目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		目標値
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有	
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有	12回	

問い合わせ先：六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475

TEL：0175-72-2111 FAX：0175-72-2604